

福島県建築関係工事特記仕様書【R8年4月版】

I 工事概要

1 工事名称

2 工事場所

3 建物概要

Table with 6 columns: 建物名称, 構造, 階数, 延面積 (㎡), 消防法施行令別表第1区分, 備考

※詳細は工事概要による。

4 電気設備工事概要

(本工事における工事項目ごとの概要を示すもので仕様を規定するものではない。○印を付けたものが該当項目となる)

Table with 2 columns: 受電設備, 電力貯蔵設備, 発電設備, 中央監視制御設備

5 機械設備工事概要

(本工事における工事項目ごとの概要を示すもので仕様を規定するものではない。○印を付けたものが該当項目となる)

Table with 2 columns: 空気調和方式, 主要熱源機器, 換気設備, 排気設備, 自動排気設備, 給水設備, 排水設備, 消火設備, ガス設備

II 工事仕様

1 図面及び本特記仕様書に記載無き事項は、次による。

- ※「福島県建築関係工事共通仕様書」(福島県土木部)
※「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(令和7年版)
※「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)」(令和7年版)
※「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)」(令和7年版)
※「建築工事標準仕様書(令和7年版)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
※「公共建築設備工事標準仕様書(電気設備工事編)」(令和7年版)
※「公共建築設備工事標準仕様書(機械設備工事編)」(令和7年版)
※「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)」(令和7年版)
※「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)」(令和7年版)
※「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)」(令和7年版)
※「公共建築木造工事標準仕様書」(令和7年版)
※「建築物解体工事共通仕様書」(令和4年版)
なお、公共住宅建設にあっては、次を併せて適用する。
※「公共住宅建設工事共通仕様書(令和4年度版)」(公共住宅事業者等連絡協議会編)

- 2 項目は、番号の前に○印、または番号に○印の付いたものを適用する。適用しない項目は斜線、・印、または無印とする。
3 特記事項は、○印の付いたものを適用する。○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。○印と※印の付いた場合は、両方を適用する。※印を適用しない場合は、・に代えること。
4 形状寸法の単位は、特記した場合は除きミリメートルとする。
5 各章の特記事項欄にある【(県:)】と表示されているものは、「建築関係工事共通仕様書」を示し、()書きは「公共建築工事標準仕様書」、()書きは「公共建築改修工事標準仕様書」の章・節・項番号である。
6 本特記仕様書に選択項目がない場合は、空欄等に仕様を記載する。

項目 特記事項

1 一般共通事項

1 0 1 適用基準等
・共通仕様書(土木工事編) (福島県土木部)
※ 建築工事、電気設備工事、機械設備工事、建築改修工事監理指針 (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
※ 土木公共施設等コンソーシアムガイドライン指針
・ 建築工事監理仕様書・同解説(日本建築学会) (適用工種 ・ 全工種 ・ 一部工種 (JASS))
※ 建築関係工事における週休2日促進工事執行要領 ※ 建築・設備工事における入札時積算数量書活用方式執行要領
※ 工事書式チェックリスト(福島県土木部) ※ 建築関係工事における情報共有システムの運用
※ 建設キャリアアップシステム活用工事実施要領 ※ 建築関係工事における熱中症対策に関する執行要領
※ 土木部発注工事における快適トイレの設置に関する運用

0 2 施工条件
・下記以外は図示等による。
(1) 工事車両の駐車場 (※ 構内 ・ ())
(2) 資材置き場 (※ 構内 ・ ())
(3) 建設発生土(埋戻し、盛り土用)の仮置場所 (※ 構内 ・ ())

0 3 工事実績データの作成、登録
工事請負代金が500万円以上の場合は適用する。

0 4 電気保安技術者
・配置する ・ 配置しない

0 5 技能士
※ 適用する ・ 適用しない
適用工事種別 作業の種類 等級区分

Table with 3 columns: 適用工事種別, 作業の種類, 等級区分

0 6 イメージアップ
・適用する ※ 適用しない ・ 仮囲いの美化 ・ フラワーボックスの設置 ・ 夜間照明設備

0 7 発生材の処理
・有価物 ()
・引抜きを要するもの(保管場所は、監督員の指示による)
・ポリ塩化ビフェニル含有物(PCB) ・ 金属類 ()
・現地において再利用化を図るもの

Table with 3 columns: 建設副産物, 処理方法等, 備考

・建設副産物の処理方法
建設副産物 処理方法 積算上の施設名称(※1)

Table with 3 columns: 建設副産物, 処理方法, 積算上の施設名称(※1)

注:積算上の施設(※1)は積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。処理施設については、監督員の承諾を得ること。また、処理施設が積算上の施設とは異なる場合でも設計変更の対象とはしない。

0 8 監督員事務所
・設ける (規模: m2程度) ※ 設けない 備品については、監督員の指示による
・別途建築工事による (県:第1編 図1.3.1)

0 9 工事用表示板
※ 適用する (・ 設置は建築工事とする) ・ 適用しない (県:第1編 図1.3.3)

0 10 施工原簿
※ 適用する (・ 設置は建築工事とする) ・ 適用しない (県:第1編 図1.3.3)

0 11 色彩計画
※ 色彩計画あり (・ 図示 ・ 監督員との協議による) ・ 色彩計画無し

0 12 使用材料等
使用材料の製造所、製品及び施工業者等は特記されたもの又は同等以上とする。ただし、同等以上とする場合は、監督員の承諾を受ける。また、「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」により評価された海外製造の建築材料・設備機材等についても同様扱いとする。

0 13 特別な材料の工法
共通仕様書等に記載されていない特別な材料の工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の指定工法による。

0 14 風荷重等
※ 建築基準法に基づき定められた風速 (V0) (m/sec)
※ 建築基準法に基づき定められた積雪荷重
※ 地表面粗度区分 ・ I ・ II ・ III ・ IV

0 15 記録報告
1) 報告時期
工事履行報告書は、下記により提出する。
※ 毎月1回 ・ 監督員の指示
※ 工事履行報告書、工事別工種進度表、主要材料搬入状況、当月の出発高状況、工事状況写真
※ 添付書類 月間工程表、各工種の区分毎の社内検査報告書(写真含む)

0 16 電子納品
電子成果品は、福島県電子納品ガイドライン(営繕工事編)により納品を行う。
納品書類 (※ 工事写真 ・ 施工計画書 ※ 完成図 ・ その他 ())
※ 検査用機器(ペンコン、モニター等)は、受注者が準備する。
原則モニターのサイズは、21~24インチ程度とし、解像度はアスペクト比16:9の場合1920×1080以上、アスペクト比16:10の場合1920×1200以上とする。
※ 工事写真のサムネイル一覧を提出する。

0 17 完成時の提出書類
(1) 完成図書 (※ 提出する ・ 提出しない) ・ 黒表紙(金文字入) A4版(1部) ※ ハードファイルA4版(1部)
(2) 建築物の保全に関する書類 (※ 提出する ・ 提出しない) ・ ハードファイルA4版(1部)
(3) 完成図 (※ 提出する ・ 提出しない) A2版、A3版2つ折り製本(各1部)
(4) CADデータ、PDPデータ(1式) (※ 提出する ・ 提出しない) (※CADデータ提出の場合には、オリジナルCADデータも提出のこと。)
(※PDPデータとは、CADデータをPDF形式で保存したものを。)

0 18 完成図(施工図及び施工計画書を除く)
第1編(編別)1.8.4【完成図その他】によるほか、下記による
(1) 種類及び記入内容
種類 記入内容

Table with 2 columns: 種類, 記入内容

0 19 設計CADデータ貸与
※ 有 ・ 無

1 一般共通事項

0 20 工事検査
提出写真
工事検査に際し、下記により写真を監督員に提出する。
表: 既済検査, 施工中, 竣工, 部数

0 21 建設工事使用機械等
※ 建設工事による排出ガス対策型建設機械を使用すること。
※ 建設工事に伴う騒音振動対策技術指針に基づき、低騒音型建設機械を使用すること。
※ 建設機械等のアイリフティングストップを実施し、その点検を行うこと。

0 22 設計GL
※ 図示による。 BM ± ()

0 23 既存部分等への処置
工事施工に際し、既存部分を汚染又は損傷した場合は監督員に報告するとともに承諾を受けて現状に準じて補修すること。

0 24 他工事との取合い
工事区分 別表-1 による。
施工図 設備機器の設置、取合いなどが検討できる施工図を提出し、監督員の承諾を受けること。

0 25 建築材料設備機器等
ホルムアルデヒド放散量 ※ F☆☆☆☆
本工事に使用する建築材料、設備機器等は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものとする。また、再生資源利用できるものを積極的に使用すること。

0 26 電気工事士
電気工事士法の適用除外となっている最大電力500kW以上の需要設備の工事において、第1種電気工事士により施工を行う。

0 27 火災保険等
(1) 火災保険 ※ 適用する (※ 保険期間:工期+14日 ・ 適用しない)
※ 加入時期 (・ 躯体及び竣工完了時 ・ 着手日(現場施工に着手する日))
(2) 法定外の労災保険の付保
※ 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

0 28 官公庁への届出等
関係官庁、電力会社等への手続きは、すべて受注者がこれを代行し、これに要する費用は受注者の負担とする。ただし、特記ある事項は別途とする。

0 29 概成工期
・総合執運転置盤を行う期間を設けること。
開設期間は、(・ 契約工期末 () 日)
・設備への電源供給開始時期は下記のとおりとする。なお、本受電後の電力基本料金は、()ヶ月分とする。
① 供給開始時期 (・ 契約工期末 () 日)
② 供給対象設備 (・ 電源機器 ・ 空調機和設備機器類 ・ ポンプ機器 ・ 自動制御設備)

・実施工程表に、次の該当する項目を明記すること。(・概成工期・受電日・総合執運転置盤に要する工程)
(1) 建築物省エネルギー性能表示制度(BELS)の申請書作成及び申請手続き ・ 行う ・ 行わない
(2) ※ 分離発注の場合は、※ 建築 () 工事受注者が、申請書作成及び手続き業務を行う。
(3) ※ 分離発注の場合は、申請書作成者へ申請に必要な書類を提出すること。
(4) 建築物にBELS表示を行う。

※ BELS表示は、申請書作成及び手続きを行う受注者が行う。
表示は、(材質:) (サイズ:) となる。

0 30 BELS申請書作成及び申請手続き
(1) 建築物省エネルギー性能表示制度(BELS)の申請書作成及び申請手続き ・ 行う ・ 行わない
(2) ※ 分離発注の場合は、※ 建築 () 工事受注者が、申請書作成及び手続き業務を行う。
(3) ※ 分離発注の場合は、申請書作成者へ申請に必要な書類を提出すること。
(4) 建築物にBELS表示を行う。

※ BELS表示は、申請書作成及び手続きを行う受注者が行う。
表示は、(材質:) (サイズ:) となる。

0 31 週休2日促進工事
※ 本工事の発注方式は、発注者指定型である。
・週休2日促進工事 (月単位)
・週休2日交替制促進工事 (月単位)
・完全週休2日促進工事

0 32 入札時積算数量書活用方式
※ 本工事は「入札時積算数量書活用方式」の対象工事である。
本方式では、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加する場合において、工事請負契約締結後に生じた当該積算数量の疑義について、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる。

0 33 情報共有システム
※ 建築関係工事共通仕様書(県:第1編 1.1.26)による。

0 34 遮隔臨場
※ 建築関係工事共通仕様書(県:第1編 1.1.26)による。

0 35 建設キャリアアップシステム(CCUS)
(1) 本工事は、「福島県土木部発注工事等における建設キャリアアップシステム活用工事実施要領」の対象工事である。
(2) 受注者は実施要領に定める事項について遵守しなければならない。

0 36 その他
本工事の施工にあたって資機材及び労働者の搬運に時間を要することが判明し、受注者から協議があった場合は、工事の一時中止及び工期の変更について検討し、決定するものとする。

2 仮設工事

0 1 仮囲い
・波形状板 ※ 万能板 ※ 軍曹+シート張り
・キャストゲート ・ シートゲート ()

0 2 危険防止
※ シート張り ・ 金アミ ()

0 3 足場
・本工事 (※ 内部足場 ※ 外部足場 ・ 基礎足場 ・ コンクリート打設足場)
・なお、本工事で設置した足場、機橋、作業橋台の類は、無償で別契約の関係受注者等に使用させること。
・別途 (別契約の関係受注者が設置した足場、機橋、作業橋台の類は、無償で使用できる。)

足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」(厚生労働省 基発第0424001号 平成21年4月24日)の別添「手すり先行工法に関するガイドライン」(厚生労働省 基発1226第2号 令和5年12月26日)により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等の作業に関する基準」により行うこと。
「手すり先行工法」の足場とは、全層に二股手すりかつ先板(幅木)のある足場をいう。
受注者は、工事着手前に足場の種類及び設置方法等について、監督員と協議すること。

0 4 工事用水
構内既存の施設 ・ 利用できる (※ 有償 ・ 無償) ※ 利用できない

0 5 工事用電力
構内既存の施設 ・ 利用できる (※ 有償 ・ 無償) ※ 利用できない

0 6 工事用進入路
・仮設道路造成 ()

0 7 ベンチマーク
設置方法 ※ コンクリート杭 ・ 固定物 ()

0 8 交通誘導警備員
※ 置く (計 人) ・ 置かない ・ 置く期間 ()
指定路線 ※ 該当無 ・ 該当有 (県:第1編 1.2.13)

0 9 仮設備関係
仮設備の設置条件
使用期間及び借地条件 ※ 図面による ・ その他 () ・ 別途協議
転用回数 () 回
兼用 ・ 有り (図面による) ※ 無し
仮設物の構造及び施工方法の指定
構造及び設計条件 ※ 図面による ・ その他 () ・ 別途協議
施工方法 ()
その他 ()

3 土工

0 1 埋戻し及び盛土
種別 ・ A種 ※ B種 ・ C種 ・ D種 (3.2.3)(表3.2.1)

0 2 建設発生土の処理
※ 搬出先名所 () (3.2.5)
搬出先の所在地 (・ 市・郡 ・ 町・村 大字 字 地内)
搬出先での処理 (・ 敷きならし ※ たい積)
運搬距離 () km
なお、受注後、搬出先搬出費用に変更が必要が生じた場合は、協議により変更すること。
協議時には、変更する搬出先が都市汚泥法(埋没許可)、森林法(林地開発)、砂防法、急傾斜地崩壊防止法および盛土規制法(改正宅地造成規制法)などの諸法令違反ではないこととなる資料を監督員に提出すること。
搬出後は、最終形状、数量計算書、写真及び運搬距離等の資料を監督員に提出すること。
※ 搬出先名所 (・ 敷きならし)
※ 受注者は、建設発生土処理にあたり 第1編(編別)1.4.2【施工計画書】の記載内容に加えて、以下の事項を施工計画書に記載しなければならない。
(1) 処理方法(場所・形状等) (2) 排水計画 (3) 構内維持等

※ 受注者は、建設発生土受入地ごとの特定条件に応じて施工しなければならない。
※ 受注者は、雨水の排水処理等を含めて、搬入土砂の周囲への流出防止対策を講じなければならない。

福島県建設事務所建築住宅課
電話000-0000 FAX000-0000
住所 〇〇市××町△△1-1
福島県建築関係工事特記仕様書
設計年:令和〇〇年〇〇月
建築士事務所名
設計者氏名
印
工事名称
図面名称
建築関係工事特記仕様書
図面番号

Main specification table with columns for items, descriptions, and technical details. Includes sections for mechanical equipment, ventilation, and safety.

14	1 資材調達	次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合は、事前に監督員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費用に要した費用について、証明書類(実際の取引伝票等)を監督員に提出するものとし、その費用について設計変更の対象とする。
	2 労働者確保	(1)本工事は元請業者が必要とする共通費における、「共通仮設費のうち仮設建築物費」及び「現場管理費のうち労働管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象間接費」という。)について、契約締結後、労働者確保に要する方針に変更が生じ、建築関係工事積算基準(福島県土木部)に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、事前に監督員と協議を行い、協議の結果により実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終積算変更時点で設計変更する「労働者確保に関する積算方法の試行工事」である。 共通費(共通仮設費における仮設建築物費)：労働者送迎費・宿泊費・借上費 労働管理費：募集及び解散に要する費用・賃金以外の食事・通車費等に要する費用・福利厚生等に要する費用・純工事費に含まれない作業用具及び作業被服等の費用・安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用・労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用 (2)本工事の予定価格の算出の基礎とした設計額(建築関係工事積算基準に基づき算出した額)における実績変更対象間接費について、その金額または率に占める割合は次のとおりである。 1)共通仮設費に占める、実績変更対象間接費(営繕費)：設計書に積上げ計された金額 2)現場管理費に占める、実績変更対象間接費(労働管理費)の割合： % (3)受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更を希望する場合は、実績変更対象間接費に係る費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書(様式1)」及び実績変更対象間接費について実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。)を監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 (4)受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。 (5)発注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象工事費について実際に支払った額のうち、証明書類において確認された費用から、建築関係工事積算基準に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を加算して算出する。 なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって設計変更を行うものとする。 (6)受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。 (7)受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について異議が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

15	1 工程関係	※調整無し ・別途工事との工程調整が必要有り 調整項目 ・資材等の搬入 ・仮設及び工事用道路等の調整 ・建設機械等の調整 ・施工順序の調整 ・図示による ・その他()
	2 施工時期 施工時間 施工方法	※制限無し ・制限有り ・制限する工程名 () ・施工時期 (・ 土日祝日のみ) ・施工時間 (・ 時～ 時まで) ・施工方法 () ・有 (・ 年 月 日) ・無 () ・有 (・ : ~ :) ・無 ()
	3 他機関との協議	協議が必要な機関名 () 協議完了見込み時期 ()
	4 工事用地	・下記以外は図示による。 (1) 工事車両の駐車場 (※構内 ・ ()) (2) 資材置き場 (※構内 ・ ()) (3) 建設発生土(埋戻し、盛り土用)の仮置場所 (※構内 ・ ()) ・仮設ヤード ※無し ・有り (※図示による ・ ())
	5 公害対策	※施工方法の制限無し ・施工方法の制限有り ・騒音 ・振動 ・水質 ・粉じん ・排出ガス ・その他 () ・施工方法等 ・指定工法名 () ・別途協議による ・図示による ・事業損失防止に関する調査 ・騒音測定 ・振動測定 ・水質調査 ・近隣家屋の事前・事後調査 ・地盤沈下測定 ・その他 () ・調査箇所 ・図示による ・調査時期 ・図示による ()
	6 安全対策	・近接公共施設等に対する制限 ・近接公共施設名等 (・ 鉄道 ・ 電気 ・ ガス ・ 水道 ・ 電話 ・ その他 ()) ・制限を受ける工程 ()
	7 その他	※敷地内は禁煙とし、喫煙場所は別途協議による。 ※当該工事現場を使用した技術研修会の開催に関する依頼を受けた場合はこれに協力するものとする。

16	1 準備期間確保工事	準備期間確保工事における事務処理要領 この工事は準備期間確保工事であり、受注者は契約締結日から準備期間(〇〇日間)内に着工日を任意に設定できる。なお、契約の締結日までに別紙様式により、着工日(工事の始期)を通知すること。また、契約締結後に、受注者の準備が整った場合は、協議のうえ、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。
	2 フレックス工事	フレックス工事執行要領 この工事はフレックス工事であり、受注者は発注者が示した工期までの間で、工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約の締結日までに別紙様式により、工事の始期及び終期を通知すること。
	3 着工届の提出	着工届は、着工後速やかに提出すること。
	4 コリンプの登録	受注時の「コリンプ登録」は、着工後に監督員の確認を受け、着工後、速やかに登録機関に登録申請しなければならない。
	5 福島県元請・下請関係適正化指導要綱関係	施工体制台帳については、福島県元請・下請関係適正化指導要綱第10に基き、提出すること。
	6 その他	・準備期間内は、主任技術者又は監理技術者の配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、準備期間内に行う準備は受注者の責任により行うものとする。(準備期間確保工事) ・工事の始期までの着工猶予期間は、主任技術者又は監理技術者の配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、着工猶予期間中に行う準備は受注者の責任により行うものとする。(フレックス工事)

福島県〇〇建設事務所建築住宅課 電話〇〇〇-〇〇〇〇 FAX〇〇〇-〇〇〇〇 住所 〇〇市××町△△1-1		建築士事務所名	工事名称
設計年: 令和〇〇年〇月		設計者氏名	図面名称
		印	機械設備工事特記仕様書(2)
			図面番号

15	施工条件	工事区分 別表-1の記入上の注意:「※を基本とし、他の発注工種が適用する場合には・を〇に変え、※を・に変えること。また、空欄を適用する場合には〇を記入し、※を・に変えること。」					
		別表-1 設備工事との工事区分表	建築工事	電気設備工事	機械設備工事	その他	
機器の基礎	電気関係	配電盤・制御盤の基礎	屋内	※	・		
			屋外	※	・		
			屋上	※	・		
		自家発電機の基礎(アンカーボルトを除く)	※	・			
			テレビアンテナ基礎(アンカーボルトを除く)	※	・		
			通電中の基礎(アンカーボルトを除く)	※	・		
		機械関係	屋内設備(梁台、アンカーボルトを除く)	※	・		
			屋上設備(梁台、アンカーボルトを除く)	※	・		
			屋外設備(梁台、アンカーボルトを除く)	※	・		
		梁台、アンカーボルト等配した基礎	※	・			
		開口部	梁、床、壁	補強を要するもの	・	※	※
				貫通スリーブ	・	※	※
				補強を要しないもの	・	※	※
				梁、床、壁	・	※	※
				貫通部型枠	・	※	※
補強を要するもの	・			※	※		
軽鋼骨下地、壁、天井ボード類の切込	・			※	※		
補強を要しないもの(アフレットボルトは除く)	・			※	※		
埋込形分電盤	・			※	※		
補強を要するもの	・			※	※		
端子盤等の仮枠	・			※	※		
補強を要しないもの	・			※	※		
上記開口部の補強	※			※	※		
上記開口部の露出し	※			※	※		
スリーブの穴埋め(型枠の穴埋めを含む)	・			※	※		
フリーアクセスフロア用配線器具	※	・	・				
点検口	※	・	・				
床、壁、天井	※	・	・				
外部取付ガラリ	※	・	・				
湯沸室のフード	※	・	・				
換気扇の取付枠	※	・	・				
流し台	※	・	・				
排水トラップ共	※	・	・				
防油堤	オイルサーピスタングの防油堤	※	・				
	タンク基礎	※	・				
	空気用	※	・				
床下水槽のマンホールふた	※	・	・				
屋外排水管	雨水	※	・				
	汚水、雑排水	※	・				
雨水立管(たてどい)	※	・	・				
トイレ手すり	※	・	・				
化粧鏡(衛生器具まわり)	※	・	・				
はめ込形洗面器用カウンター(前板共)	※	・	・				
ガスボンベ転倒防止用の鎖	※	・	・				
電気配線	自動ドア及び電動シャッターなどの制御部と操作スイッチ間の配線配線及び操作スイッチ	※	・	・			
		防火扉レリーズ	※	・			
		電線	・	・			
		配線ビッド及びふた	※	・			
		機器などへの接続(1次側)	※	・			
		機器付属の制御盤以降の2次側の配線配管(接地共)	※	・			
		機器付属の制御盤への電源供給配管配線	※	・			
		自動制御盤と動力盤との電源供給の渡り配管配線	※	・			
		自動制御盤と動力盤との制御回路の渡り配管配線	※	・			
		天井吊り形FCU、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器と付属操作スイッチの埋込ボックスと、その渡り配管(接地共)	※	・			
		天井吊り形FCU、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器と付属操作スイッチと、その渡り配線	・	※			
		個別パッケージの室内機、室外機の渡り配線(接地共)	・	※			
		煙感知器から運動制御盤を経て防煙ダンパに至る配管配線	※	・			
		小便器用節水装置の制御盤以降の2次側の配管配線	・	※			
		ガス漏れ検知器	電気錠及び通電金具	※	・		
電気錠	TENキー及び制御盤	※	・				
エレベーター出入口三方枠(金属製)	※	・					
エレベーター出入口三方枠(石製)	※	・					
シャワーユニット	※	・					
バスユニット	※	・					
洗濯機パン	・	・					
システム天井	ボード・下バー	※	・				
	照明ライン設備プレート	※	・				
	空調ライン設備プレート	※	・				
消火器ボックス	※	・					
自動制御設備関連のインバーター装置及び盤	・	・					
自動制御設備関連のインバーター装置(別途、盤に組込む)	・	・					

<p>現場環境改善（快適トイレの設置）</p>	<p>1 内容</p>	<p>① 受注者は、現場環境改善の一環として、工事現場毎に設置するトイレのうち男女別に1基ずつ以下の(1)～(14)の仕様をすべて仕様を満たす快適トイレを設置することとするを標準とする。(詳細は技術管理課ホームページ「快適トイレの設置について」土木部発注工事における快適トイレの設置に関する運用を参照のこと)ただし、快適トイレの設置が困難な場合は監督員と協議する。</p> <p>現場に快適トイレを設置しない場合は、発注者と協議すること。</p> <p>(12)～(14)の仕様については、満たしていればより快適に出来ると思われる項目であり、必須ではない。</p> <p>現場環境(工事期間、周辺環境、労働者配置状況等)を踏まえ、上記標準設置基準以上の快適トイレを設置する場合は、あらかじめ受発注者協議を行い、決定すること。</p> <p>また、実際に現場へ快適トイレを設置した期間が確認できる資料を監督員に提示すること。</p> <p>【快適トイレに求める標準仕様(全項目必須)】</p> <p>(1) 洋式(洋風)便座</p> <p>(2) 水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置含む)</p> <p>(3) 臭い逆流防止機能</p> <p>(4) 容易に開かない施錠機能</p> <p>(5) 照明設備</p> <p>(6) 衣類掛け等のフック、又は荷物のおける棚(耐荷重を5kg以上とする)</p> <p>【付属品として備えるもの(全項目必須)】</p> <p>(7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示</p> <p>(8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫</p> <p>(9) サニタリーボックス(女性用トイレに必ず設置)</p> <p>(10) 鏡と手洗器</p> <p>(11) 便座除菌剤(トイラー)等の衛生用品</p> <p>【推奨する仕様、付属品(任意)】</p> <p>(12) 室内寸法900mm×900mm以上(面積A=0.81m²以上ではない。幅・奥行き各900mm以上)</p> <p>(13) 振音装置(機能を含む)</p> <p>(14) 着替え台</p> <p>(15) 臭気対策機能の多量化</p> <p>(16) 室内温度の調整が可能な設備</p> <p>(17) 小物置き場等(トイレトイラー手置き場等)</p> <p>② 受注者は、快適トイレの設置にあたっては、①の内容を満たす参考見積書(標準仕様、付属品の内訳を明示したものを添付し、規格・基準等の詳細について監督員と協議の上決定し、快適トイレ仕様チェックシート及び資料等(カタログなど)を施工計画書提出に合わせ提出する。</p> <p>③ 現場事務所等の屋内に設けるトイレには適用しない。</p> <p>快適トイレに要する費用については、当初契約時は計上していない。</p> <p>月額の実費がわかる資料により、監督員と協議の上、61,000円/基・月を上限とし、設計変更の対象とする。</p> <p>ただし、運搬費・設置費等は対象外とし、従来品相当額(10,000円/基・月)は差し引くものとする。</p> <p>なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ合計2基までとする。</p>	<p>20</p> <p>熱中症対策</p>	<p>(1) 工期・工程等</p> <p>・ 猛暑による作業不能日数</p>	<p>本工事は、猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。</p> <p>i) 作業不能日数: ●日間</p> <p>ii) 上記 i) は、環境省が公表する東北地方●●※1(福島)地点における WBGT 値(気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数)過去5年分(令和●●年～●●年)について、本工場の工期に対応する期間(行政機関の休日に関する法律(昭和 63年法律第 91 号)に定める行政機関の休日及び夏季休暇(3日)を除く。)において、8時から17時の間にWBGT 値が31以上となった時間を算定し、日数に換算したものを5年分を平均したものである。</p> <p>iii) 気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数(当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する東北地方●●(福島)地点における WBGT値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉鎖した時間を算定し、日数に換算したものを(小数点以下 第一位を四捨五入する。))が i) の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。</p> <p>※1 下表の観測地点を記入(参考)</p> <table border="1" data-bbox="1276 430 1706 577"> <thead> <tr> <th>建設事務所管内</th> <th>観測地点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東北</td> <td>茂庭, 斐川, 福島, 鷲倉, 二本松</td> </tr> <tr> <td>東中</td> <td>船引, 郡山, 湯本, 小野新町, 石川</td> </tr> <tr> <td>東南</td> <td>白河, 東白川</td> </tr> <tr> <td>会津若松</td> <td>金山, 若松</td> </tr> <tr> <td>喜多方</td> <td>松原, 喜多方, 西会津, 猪苗代</td> </tr> <tr> <td>南会津</td> <td>只見, 南郷, 田島, 松枝枝</td> </tr> <tr> <td>相双</td> <td>相馬, 飯館, 渡江, 川内, 広野</td> </tr> <tr> <td>いわき</td> <td>山田, 小名浜</td> </tr> </tbody> </table>	建設事務所管内	観測地点	東北	茂庭, 斐川, 福島, 鷲倉, 二本松	東中	船引, 郡山, 湯本, 小野新町, 石川	東南	白河, 東白川	会津若松	金山, 若松	喜多方	松原, 喜多方, 西会津, 猪苗代	南会津	只見, 南郷, 田島, 松枝枝	相双	相馬, 飯館, 渡江, 川内, 広野	いわき	山田, 小名浜	
	建設事務所管内	観測地点																						
東北	茂庭, 斐川, 福島, 鷲倉, 二本松																							
東中	船引, 郡山, 湯本, 小野新町, 石川																							
東南	白河, 東白川																							
会津若松	金山, 若松																							
喜多方	松原, 喜多方, 西会津, 猪苗代																							
南会津	只見, 南郷, 田島, 松枝枝																							
相双	相馬, 飯館, 渡江, 川内, 広野																							
いわき	山田, 小名浜																							
<p>2 設置に要する費用</p>	<p>1 再生資源利用計画書</p> <p>受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画書を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。</p> <p>また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>2 再生資源利用促進計画書</p> <p>受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。</p> <p>また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p>																							
<p>総合評価方式における技術提案書の確認</p>	<p>1 内容</p>	<p>※総合評価方式(標準型・簡易型)における技術提案書に記載された事項の実施状況の確認について</p> <p>総合評価方式において、受注者が技術提案書に記載した事項の具体的な実施方法等を、施工計画書に「総合評価方式における技術提案事項の実施計画」として記載し、提出しなければならない。</p> <p>なお、施工計画書に記載された「総合評価方式における技術提案事項の実施計画」については、実施状況について発注者の確認を受けなければならない。</p> <p>確認の方法については、「土木工事共通仕様書 Ⅲ編 2. 様式 第8号様式(確認書)」を用いることとし、監督員へ提出の上確認を受けることを原則とする。</p> <p>また、技術提案事項の履行が確認できない場合は、工事成績評定において減点とする場合があるとともに、入札参加資格制限措置の対象となる場合がある。</p>																						

1. 給排水・衛生・暖冷房・空調設備

項目	試験時期				試験方法	試験値及び試験内容	最小保持時間	備考									
	配管途中	隠ぺい前	埋戻し前	配管終了後													
・1 給水装置に該当する管	○	○	○	○	水圧試験	1.75MPa以上	60分	水道事業者の試験圧力の規定がある場合はそれによる。									
・2 揚水管等のポンプに直結する配管	○	○	○	○	水圧試験	当該ポンプの全揚程に相当する圧力の2倍(ただし、最小0.75MPa)	60分										
・3 高置水槽以下の配管	○	○	○	○	水圧試験	静水頭に相当する圧力の2倍(ただし、最小0.75MPa)	60分										
・4 給湯管	○	○	○	○	水圧試験	上記1、2、3に準ずる。	60分										
・5 さや管ヘッダー配管	○	○		○	水圧試験	<table border="1"> <tr> <th>管種</th> <th>初圧</th> <th>60分後</th> </tr> <tr> <td>架橋ポリエチレン管</td> <td>0.75MPa</td> <td>0.45MPa以上</td> </tr> <tr> <td>ポリブテン管</td> <td>0.75MPa</td> <td>0.55MPa以上</td> </tr> </table> [注] 継手部分の漏水の有無を目視確認する。	管種	初圧	60分後	架橋ポリエチレン管	0.75MPa	0.45MPa以上	ポリブテン管	0.75MPa	0.55MPa以上	60分	60分後に規定の圧力以下の場合には再試験を行う。再試験は、共通仕様書による。
管種	初圧	60分後															
架橋ポリエチレン管	0.75MPa	0.45MPa以上															
ポリブテン管	0.75MPa	0.55MPa以上															
・6 排水管(屋外埋設管以外)		○	○	○	満水試験 煙試験	刺激性の濃煙 250Pa	30分 15分										
・6 排水管(屋外埋設管)			○		満水試験		30分	原則、埋戻し前又は最小限の埋戻しで行う。									
・7 排水ポンプ吐出管				○	水圧試験	当該ポンプの全揚程に相当する圧力の2倍(ただし、最小0.75MPa)	60分										
・8 各消火ポンプに連結される消火配管		○	○	○	水圧試験	当該ポンプの締切圧力の1.5倍	60分										
・9 各種送水口に連結される消火配管		○	○	○	水圧試験	配管の設計送水圧力の1.5倍又は1.75MPaのいずれか大なる圧力(7と兼用兼用される配管は7又は8のいずれか大なる圧力)	60分	連結送水管送水口等									
・10 不活性ガス消火配管		○		○	気密試験 (空気又は窒素)	貯蔵容器から選択弁までは10.8MPa 選択弁から噴射ヘッドまでは最高使用圧力 (選択弁を設けない場合、貯蔵容器から噴射ヘッドまで最高使用圧力)	10分										
・11 粉末消火配管				○	気密試験 (空気又は窒素)	貯蔵容器から選択弁までは2.5MPa 選択弁から噴射ヘッドまでは最高使用圧力 (選択弁を設けない場合、貯蔵容器から噴射ヘッドまで最高使用圧力)	10分										
・12 冷温水管、冷却水管		○		○	水圧試験	最高使用圧力の1.5倍(ただし、最小0.75MPa)	30分										
・13 蒸気配管、高温水管		○	○	○	水圧試験	最高使用圧力の2.0倍(ただし、最小0.2MPa)	30分										
・14 油 管	○	○	○	○	空気圧試験	最大常用圧力の1.5倍	30分										
・15 冷媒配管		○		○	気密試験 (空気又は不燃性ガス)	<table border="1"> <tr> <th>冷媒ガスの種類</th> <th>気密試験圧力</th> </tr> <tr> <td>R22</td> <td rowspan="4">工事監理指針による</td> </tr> <tr> <td>R134a</td> </tr> <tr> <td>R407C</td> </tr> <tr> <td>R410A</td> </tr> </table> [注] (1) 試験に使用するガスは、窒素ガス、炭酸ガス又は乾燥空気とする。 (2) 試験終了後、ガスをバージし、真空乾燥を行う。絶対圧力が-0.1MPa以下になってからさらに15分以上真空引きし、密閉放置して漏れないことを確かめる。 (3) 配管に冷媒を充填し、運転開始後にガス検知器を使用して配管の接続部を点検し、冷媒の漏洩のないことを確認する。 (4) 屋内機と屋外機の連絡配線は、施工後、絶縁抵抗試験、動作試験を行う。	冷媒ガスの種類	気密試験圧力	R22	工事監理指針による	R134a	R407C	R410A	10分	外部に発泡液を塗布して漏れない事。その後24時間放置して漏れない事。		
冷媒ガスの種類	気密試験圧力																
R22	工事監理指針による																
R134a																	
R407C																	
R410A																	
・16 住宅用暖房配管				○	水圧試験	住戸内 0.15MPa (ただし、温水コンセント接続後は0.1MPa) 住戸内以外 静水頭に相当する圧力の2倍(ただし、最小0.75MPa)	30分										
・17 通水試験				○	通水試験	<ul style="list-style-type: none"> 給水設備～水栓器具等取付後、各々全開又は作動させ、吐出水が清澄となるまで行う。また、飲料水配管の場合は、末端において、遊離残留塩素濃度が0.2ppm検出されるまで消毒を行う。 排水設備～衛生器具等取付後、行う。 ～空調用ドレン管にも適用する。 通水試験後、衛生器具等の水量調整を行う。 給湯設備～給水設備に準ずる。 											
・18 水質試験				○	簡易試験 (9項目)	塩素イオン、有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)、一般細菌並びに大腸菌群、PH値、臭気、味、色度、濁度		福島県給水施設等条例並びに(各)市町村給水施設等条例									
・19 揚水ポンプ、小型給水ポンプユニット、給湯用循環ポンプ、水道用直結加圧形ポンプユニット				据付完了後	水圧試験	JIS B8301「遠心ポンプ、斜流ポンプ及び軸流ポンプ」試験方法による。	1分	水道事業者の試験圧力の規定がある場合はそれによる。									
・20 塩素滅菌装置				据付完了後	動作試験	注入及び停止をそれぞれ手動、自動運転で10回以上行い、異常の有無を検査する。											
・21 水 槽 類				○	満水試験	満水状態で12時間以上放置し、漏水の有無を検査する。飲料用の場合は、次亜塩素酸ソーダ溶液等により消毒を行う。	12時間										

1. 給排水・衛生・暖冷房・空調設備

項目	試験時期				試験方法	試験値及び試験内容	最小保持時間	備考
	配管途中	隠ぺい前	埋戻し前	配管終了後				
・22 鋼製ボイラー					据付完了後 水圧試験	<ul style="list-style-type: none"> 最高使用圧力が0.42MPa以下のものは、最高使用圧力の2倍(ただし、最小0.2MPa) 最高使用圧力が0.42MPaを超え1.5MPa以下のものは、最高使用圧力の1.3倍に0.3MPaを加えた圧力 最高使用圧力以上の圧力を受けるおそれのない温水ボイラーは、最高使用圧力に0.1MPaを加えた圧力(ただし、最小0.2MPa) 		
・23 鋳鉄製ボイラー					据付完了後 水圧試験	<ul style="list-style-type: none"> 蒸気ボイラーは、0.2MPa 温水ボイラーは、最高使用圧力の1.5倍(ただし、最小0.2MPa) セクションは、最高使用圧力が0.2MPa以下のボイラーは0.4MPa、最高使用圧力が0.2MPaを超えるボイラーは最高使用圧力の2倍 		
・24 真空式温水発生機					○ 気密試験	窒素ガス又はヘリウムガスによる漏れ試験とし、漏れ量は2.03Pa・mL/sec(大気圧換算値)以下		
・25 無圧式温水発生機					○ 満水試験		30分	
・26 鋳鉄製温水発生機					○ 水圧試験	セクションの試験圧は0.6MPa	10分	
・27 温水発生機に組込む熱交換器					○ 水圧試験	最高使用圧力に0.1MPaを加えた圧力(ただし、最小0.2MPa)		
・28 冷凍機					○ 水圧試験	設計圧力の1.5倍		冷水及び冷却水水路
・29 遠心冷凍機					○ 気密試験	真空95kPaとし、真空降下は12時間に対して1時間当たり95Pa以下		運転中の低圧部圧力が大気圧以上となる冷媒を使用するものを除く
・30 吸収冷凍機直置き吸収冷水機小形直置き吸収冷水機ユニット					○ 気密試験	窒素ガス又はヘリウムガスによる漏れ試験とし、漏れ量は2.03Pa・mL/sec(大気圧換算値)以下		
・31 空気調和機の冷水、温水及び蒸気コイル					○ 気密及び耐圧試験	空気又は窒素ガス試験とし、試験値は1.0MPa	10分	
・32 ファンコンベクターコンベクターベースボードヒーターパネルラジエーター					○ 気密及び耐圧試験	空気又は窒素ガス試験とし、試験値は最高使用圧力の1.3倍(ただし、最小0.5MPa)		
・33 貯湯タンク熱交換器ヘッダー					据付完了後 水圧試験	最高使用圧力の1.5倍に温度補正を行った圧力 $P_a = P \times \sigma_n / \sigma_a$ P _a : 補正された試験圧力又は気圧試験圧力 P: 補正前の試験圧力又は気圧試験圧力 σ _n : 試験時の温度における材料の許容引張応力 σ _a : 使用温度における材料の許容引張応力		
・34 密閉形隔膜式膨張タンク					据付完了後 水圧又は気密試験	使用圧力の1.3倍以上		
・35 地下オイルタンク					据付完了後 水圧試験	70kPa以上	10分	

2. 浄化槽設備

項目	試験時期				試験方法	試験値及び試験内容	最小保持時間	備考
	配管途中	隠ぺい前	埋戻し前	配管終了後				
・1 槽 類					工事完了後 満水試験	満水状態で24時間以上放置し、漏水の有無を検査する。	24時間	
・2 汚水管及び汚泥管	○		○		満水試験		30分	
・3 ポンプ吐出管			○	○	水圧試験	最小圧力0.75MPa	60分	
・4 消 泡 管	○		○	○	通水試験			
・5 空 気 管	○	○	○	○	気密試験	最高使用圧力の1.1倍	60分	

3. ガス設備

項目	試験時期				試験方法	試験値及び試験内容	最小保持時間	備考
	配管途中	隠ぺい前	埋戻し前	配管終了後				
・1 都 市 ガ ス	○	○	○	○	気密試験 点火試験	最高使用圧力の1.1倍以上 ガスメーター取付後、管内空気を排出して行う。		供給会社 規 程 ガス事業法に定める技術基準及びガス供給事業者の供給約款
・2 液化石油ガス	○	○	○	○	気密試験 点火試験	不燃性ガス又は不活性ガスを使用し、 高圧側1.56MPa、低圧側8.4kPa 以上10.0kPa以下 供給管等の内容積 10L以下 5分 10L～50L 10分 50L超過 24分 気密試験終了後、管内の空気をガスと入れ替え、 指定の圧力に調整された調整器を取付後に行う。		

※水圧・気密・空気圧試験等は、試験中の圧力状態が分かるようにチャート紙に記録することが望ましい。
 ※本一覧表に記載無き項目は、「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)」による。